

令和 7 年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託 質問への回答

(1／1)

本件公募にかかる質問につきまして、次のとおり回答します。なお、質問内容は原文どおりでないものもあることをご了承ください。

No	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書/業務内容について	北側宅地の利活用検討 ア 北側宅地の市場調査の実施について ・「土地利用に係る市場評価のヒアリング調査等」とありますが、マーケット・サウンディングとは別に調査を実施する理解でよろしいでしょうか。（つまり、本業務では2種類の調査を実施するのか。） ・上記に関連して、市場評価に関するヒアリング調査の対象事業者数の想定がありましたら教えてください。	「土地利用に係る市場評価のヒアリング調査等」については、マーケット・サウンディングとは別に、本件委託契約の受注者が主体となり、開発事業者に対してヒアリングを実施いただき、北側宅地の市場ニーズを調査いただく業務となります。 対しまして、マーケット・サウンディングは行政主体での実施となり、本市ホームページ等で、対話いただく事業者を公募することとなります。そのため、「マーケット・サウンディング関連の支援業務」については、実施要領の作成支援や、各種質問への回答作成支援をお願いしたいと考えており、調査ではなく、支援いただくことが主たる業務内容となります。 ヒアリング調査の対象事業者数については、5者程度を想定しておりますが、回答の内容等を踏まえて、追加調査をお願いする可能性はあります。
2	同上	発注者や関係先等との協議資料の作成及び協議支援について ・庁内会議やまち会議の出席は必要でしょうか。必要な場合、回数をお教えてください。	基本的には、会議資料の作成等の支援業務が主たる業務内容であり、会議への出席は不要と考えております。しかしながら、会議の場で委託業務での検討状況を説明する必要がある場合、出席をお願いする可能性があります。
3	同上	北側宅地の利活用検討、マーケット・サウンディング関連の支援業務について ・「調査対象事業者」「市場調査に参加いただく民間事業者」の範囲・属性に関して、具体的な想定があれば教えてください。	「ア 北側宅地の市場調査の実施」における「調査対象事業者」については、土地開発を行うディベロッパーが想定されますが、土地の法的規制や、立地状況を踏まえ、受注者に選定いただくこととなります。 「イ マーケット・サウンディング関連の支援業務」における「市場調査に参加いただく民間事業者」については、公募となりますので、現時点でこういった事業者が参加されるのかは未定です。